

「障害福祉サービス等情報公表システム」への事業者（法人）メールアドレス登録方法

1 登録方法について

(1) アカウント作成のためのメール送付

下記の内容を記載したメールを syogai-joho@city.kyoto.lg.jp 宛てにお送りください（左側のメールアドレス用のQRコードもご活用ください）。



なお、京都市内で複数の事業所を運営されている法人であっても、登録は法人単位で行いますので、法人としての連絡窓口を一つに集約したうえで、下記のメールを送っていただきますようお願いいたします。

>件名：情報公表システムへの登録について（法人名：株式会社〇〇）

>メール本文 ※【 】は記載例です。

①法人名【株式会社〇〇】

②法人番号（13桁の数字）【2000020261009】

※ 事業所番号ではありません

③法人の設立年月日【平成11年11月11日】

④法人代表者の職名及び氏名【代表取締役 京都太郎】

⑤運営している事業所の名称【ヘルパーステーション〇〇〇、放課後等デイサービス△△△】

※ 京都市内の事業所に限ります。

⑥法人の窓口となる連絡用メールアドレス【aaaaaaa@bbbbbbb.co.jp】

⑦担当者の連絡先（お名前、電話番号）【京都 太郎 075-000-0000】

(2) ログインIDと仮パスワードの付与

上記のとおりメールを送付いただいた後、本市で初期登録の作業を行い、システムにログインするためのログインIDと仮パスワードがWAMNETシステムからメールで送付されますので、メール本文の案内に従って登録作業を行ってください。操作マニュアル等は障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡版に掲載されています。

なお、IDと仮パスワードは事業者（法人）に対して1つ付与されますが、京都市だけでなく他の自治体でも事業所を運営している場合は、IDと仮パスワードは指定権者ごとに1つずつ付与されます（京都市以外の事業所における取扱いについては、指定を受けた自治体にお問い合わせください）。

2 京都市内で障害福祉サービス等事業所を運営している登録対象となるサービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援

※ 地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、訪問入浴、地域活動支援センターなど）や基準該当サービスは対象外です。

3 本件に関する問い合わせ先

- ・障害福祉サービス等事業所：保健福祉局 障害保健福祉推進室 事業者指定担当 075-222-4161
- ・障害児通所支援等事業所：子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 発達支援担当 075-746-7625